

〈翻訳〉

## 石碑に刻まれた文献と台湾社会史研究

陳 小沖 (虞萍 訳)

### 解題

2018年4月14日(土)14:00-16:00、愛知大学国際問題研究所主催、廈門大学兩岸関係平和發展協同革新センター協賛、中国現代史研究会東海部会共催により、廈門大学台湾研究院歴史研究所長の陳小沖教授が「石碑に刻まれた文献と台湾社会史研究」と題する公開講演会を行った。会場となった愛知大学名古屋校舎厚生棟3階のW31・32会議室には大勢の大学関係者や台湾社会史などに関心がある社会人が来場した。愛知大学名誉教授の馬場毅先生が司会者、私が通訳を務めた。

陳教授は現地調査で自ら撮影した石碑の写真や地図などの豊富な資料を示しながらお話しくださった。陳教授のご講演の主旨は、以下に集約されるように思われる。「日本統治時代における台湾史研究においては、現存している膨大な資料が清朝およびそれ以前の時期に比べてはるかに豊富であるがゆえに、伝統的な石刻資料はかえって膨大な史料の中で埋もれてしまっている。」「数百年来の台湾社会の民間信仰の習俗と庶民の文化の伝承は決して日本植民地の統治によって断ち切られてはいなかった。」「効率的な植民地の法体系と警察による統治は、日本統治時代に台湾社会で禁令・諭示類の石碑が終わりを迎えた最も主要な原因であった。」「石刻資料からもわかるように、日本統治時代に、最も重要な社会生活領域の中で、日本人と台湾人はそれぞれ自分の道を歩んでおり、台湾人の祖国意識は決して消滅したわけではない。」

公開講演会からすでに3年が経過したが、陳教授の講演原稿を改めて拝読しても、これらの研究成果をより多くの日本人と共有したいという気持ちは通訳を務めた3年前と変わらなかった。

そこで、司会をされた馬場毅名誉教授、当時国際問題研究所所長を務め

ておられた黄英哲教授のご意見を仰ぎ、さらに陳小沖教授の承諾を得て、講演原稿の翻訳を掲載する運びとなった次第である。

明朝・清朝の時代、政府は社会に対する教化や管理を強めるため、法律の宣伝を推進した。郷族地主階級は地域社会の経済や文化をコントロールするため、都市と農村の社会生活の中で、山川、渡し場、水利、教育、寺院、祖廟、墓などに関する条項や、土地の名臣賢人の事績、規約や禁令の条文を、石碑を立ててそこに刻むという方法で世間の人々に長く知られるように公示していた。このようなやり方は中国伝統社会における一つの大きな特徴である。石刻資料の内容は社会の各方面にわたり、関連する範囲が極めて広いため、中国伝統社会を理解するための一つの「窓」にたとえられ、その社会史における意義は軽視できないものがある。そのため、「石碑の存在は、歴史の証であり、歴史家に役に立つ資料である。ゆえに識者はそれを尊び、その貴重さは鼎をもこえる。」<sup>(1)</sup>である。

台湾は鄭成功が取り戻した後、鄭氏一族と清政府による200年余りの管理を経て、中華の文化教育の体系がこの地に根を下ろして開花した。それに福建省、広東省からの移民による開拓とともに、大陸にある故郷の社会生活モデルが台湾に複製された。と同時に、台湾の人文地理の条件に基づいて独自の様式をも発展させた。台湾社会の歴史的発展については、豊富な地域資料が残されている。石刻資料はそのうちの一つである。1950年代以降、台湾の学界は石刻資料の整理に関しては相当の蓄積がある。清朝の石刻資料は以下のものがある。まず、邱秀堂の『台湾北部碑文集成』（『台湾北部の碑文集』）<sup>(2)</sup>が挙げられる。劉枝万編の『台湾中部碑文集成』（『台湾中部の碑文集』）<sup>(3)</sup>は台湾中部の1市3県（台中市、台中県、彰化県、南投県）の資料を収録している。黄典権編の『台湾南部碑文集成』（上、下）

---

(1) 鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集成』（『日本統治時代の台湾碑文集』）序二、「中華民国」史跡研究センター、南投、1992年版、p. 3。

(2) 邱秀堂『台湾北部碑文集成』（『台湾北部の碑文集』）台北文献委員会、1986年版。

(3) 劉枝万編『台湾中部碑文集成』（『台湾中部の碑文集』）台湾文献叢刊第151種、台湾銀行、台北、1962年版。

『台湾南部の碑文集』〈上、下〉<sup>(4)</sup>は主に2市5県（台南市、高雄市と雲林、嘉義、台南、屏東、澎湖各県）の資料を収録し、付録には台東、花蓮の2県などの資料を収録している。また、専門書的な教育石碑を集成した『台湾教育碑記』（『台湾の教育石碑記』<sup>(5)</sup>）がある。1994年、台湾省文献委員会が編集・出版した『明清台湾碑碣選集』は、台湾の歴史の中で比較的史料の価値がある碑文を選んで収録している。『台湾の教育石碑記』と『明清台湾碑碣選集』の内容は、劉枝万と黃典樞が主編した石刻資料と多くが重複している。それ以外にも、何培夫主編の『台湾地区現存碑碣図志』（『台湾地区に現存する碑碣図志』<sup>(6)</sup>）がある。以上の石刻資料は多くは清朝、一部はその前の明朝末まで遡ることができる、言い換えれば、どちらも1895年より前の史的文献である。日本の植民地統治の時期においては、90年代に鄭喜夫などが編集出版した『日抛時期台湾碑文集成』（『日本統治時代の台湾碑文集』<sup>(7)</sup>）があり、その時期のほとんどの石刻資料はこの文集の中に収録されている。

これまで、石刻資料を用いた台湾社会史研究は、大陸・台湾双方ですでに多くの成果があげられている。その例としては、曾国棟の「従示禁碑探討清代台湾的社会現象」（「禁止条例が刻まれた石碑から探る清朝台湾の社会現象」<sup>(8)</sup>）、顔清梅の「一個台碑的歴史觀察——以示禁海口章程為中心」（「一つの台湾における石碑についての歴史的觀察——海口の禁止規程を中心に」<sup>(9)</sup>）は石碑に刻まれた諭示や禁令を出発点として、清朝における台湾の法制の歴史について研究している。吳惠芳の「地方碑刻與基隆中元祭」

(4) 黃典樞編『台湾南部碑文集成』（『台湾南部の碑文集』）台湾文献叢刊第218種、台湾銀行、台北、1966年版。

(5) 『台湾教育碑記』（『台湾の教育石碑記』）台湾文献叢刊第54種、台湾銀行、台北、1959年版。

(6) 何培夫主編『台湾地区現存碑碣図志』（『台湾地区に現存する碑碣図志』）（各県市篇）、「中央」図書館台湾分館、台北、1994、1999年版。

(7) 鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集成』（『日本統治時代の台湾碑文集』）、「中華民国」史跡研究センター、南投、1992年版。

(8) 曾国棟「従示禁碑探討清代台湾的社会現象」（「禁止条例が刻まれた石碑から探る清朝台湾の社会現象」）『史聯雜誌』1999年（35）。

(9) 顔清梅「一個台碑的歴史觀察——以示禁海口章程為中心」（「一つの台湾における石碑についての歴史的觀察——海口の禁止規程を中心に」）『朝陽人文社会学刊』第4巻第2期。

(「地方の石刻資料と基隆の中元祭」)<sup>(10)</sup>、王志宇の「台湾寺廟碑碣與村庄社会」(「台湾の寺院の碑碣と村落社会」)<sup>(11)</sup>は寺院の石刻資料と民間信仰および民間社会との関係について論じている。曾令毅の「清初台湾府城墾戸與鳳山県沿山地帯的開発——從雍正10年陳儒人古墓碑談起」(「清朝初期の台湾府城墾戸と鳳山県の山沿い地区の開発について——雍正10年の陳儒人の古い墓碑から語る」)<sup>(12)</sup>、耿恵玲の「船戸公約碑的考釈——清代台湾海洋文化的一个解読」(「水上生活者の公約石碑に関する考証と解釈——清朝台湾海洋文化についての一解読」)<sup>(13)</sup>はそれぞれ石刻資料に示される台湾開発史、大陸・台湾間の貿易史に関する様々な歴史的情報について論述している。洪素香の「試由碑記探論陳瓊对清代台湾府県学與書院之貢獻及影響——以台湾教育碑記、台湾南部碑文集成為研究範圍」(「石碑に刻まれた記事により陳瓊の清朝台湾府県学と書院への貢獻および影響について探る——台湾の教育石碑記や台湾南部の碑文集を研究範圍として」)<sup>(14)</sup>、蔡志展の「鹿港清代碑記及科名人物之研究」(「鹿港の清朝の石碑記および科挙合格者の研究」)<sup>(15)</sup>は石刻資料を用いて、台湾の地方出身の官吏について分析している。大陸の学界においては、顔章炮は石刻資料に基づいて、台湾媽祖の信仰について一連の論文を執筆している<sup>(16)</sup>。汪毅夫は清朝末期の詩文を用いて、台湾初期に見られる「下女を監禁する」という深刻な陋習

---

(10) 呉恵芳「地方碑刻與基隆中元祭」(「地方の石刻資料と基隆の中元祭」)『書目季刊』第44卷第1期。

(11) 王志宇「台湾寺廟碑碣與村庄社会」(「台湾の寺院の碑碣と村落社会」)『通識研究集刊』第15期。

(12) 曾令毅「清初台湾府城墾戸與鳳山県沿山地帯的開発——從雍正10年陳儒人古墓碑談起」(「清朝初期の台湾府城墾戸と鳳山県にある山沿い地区の開発について——雍正10年の陳儒人の古い墓碑から語る」)『国史館館刊』第40期。

(13) 耿恵玲「船戸公約碑的考釈——清代台湾海洋文化的一个解読」(「水上生活者の公約碑についての考察と解釈——清朝における台湾海洋文化についての一解読」)『朝陽学報』第11期。

(14) 洪素香「試由碑記探論陳瓊对清代台湾府県学與書院之貢獻及影響——以台湾教育碑記、台湾南部碑文集成為研究範圍」(「石碑に刻まれた記事により陳瓊が清朝の台湾府県学と書院への貢獻および影響について探る——台湾の教育石碑記や台湾南部の碑文集を研究範圍にして」)『台南大学人文研究学報』第49卷第1期。

(15) 蔡志展「鹿港清代碑記及科名人物之研究」(「鹿港の清朝の石碑記および科挙合格者の研究」)『社会科教育研究』1996年第1期。

(16) 顔章炮「清代台湾寺廟的特殊社会功用——清代台湾寺廟碑文依拠之一」(「清朝における台湾寺院の特殊社会効用」)『厦門大学学報』1996年第1期。その後、その二、その三は、『中国社会經濟史研究』などの雑誌に掲載された。

とそれがもたらした社会問題について分析しているが、石刻資料の運用はその論文の明確な特徴である<sup>(17)</sup>。その他の学者も清朝の台湾経済史、社会史、教育史などの論著の中で、多かれ少なかれ石刻資料を用いている。

しかし、上述の研究と明らかに対照的なのは、日本統治時代における台湾史研究においては、現存している膨大な資料が清朝およびそれ以前の時期に比べてはるかに豊富であるがゆえに、伝統的な石刻資料はかえって膨大な史料の中で埋もれてしまっていることであり、そのために石刻資料に基づいた日本統治時代における社会や歴史に関する研究をいまだ見いだせないのである。石刻資料は日本統治時代の歴史研究においての価値は高くはないとでもいうのだろうか。答えは明らかに否である。では、日本統治時代の石刻資料は清朝のものとは比べるとどのような特徴があるのだろうか。そこからどのような学術的な発見ができるだろうか。これこそが私がここでもっとも論じたいことである。

台湾の清朝および日本統治時期における石刻資料別統計表

類別 地域	賛美の 記事	哀悼記念	祠廟寺観	渡し場・ 道路	禁令・ 諭示	書院学校	合計
清朝台湾 北部	18 (13%)	16 (12%)	66 (49%)	9 (7%)	22 (16%)	4 (3%)	135 (100%)
清朝台湾 中部	20 (19%)	3 (3%)	30 (28%)	5 (5%)	40 (37%)	9 (8%)	107 (100%)
清朝台湾 南部	82 (18%)	11 (2%)	226 (50%)	30 (7%)	94 (21%)	7 (2%)	450 (100%)
日本統治 時代台湾 全土	26 (18%)	15 (11%)	88 (62%)	9 (6%)	1 (1%)	3 (2%)	142 (100%)

出典：何培夫主編『台湾地区現存碑碣図志』（『台湾地区に現存する碑碣図志』台北県編、台北市、桃園県編、苗栗県編）、「中央」図書館台湾分館、台北、1994、1999年版。劉枝万編『台湾中部碑文集』（『台湾中部の石碑文集』台湾文献叢刊第151種。黄典権編『台湾南部碑文集』（『台湾南部の石碑文集』台湾文献叢刊第218種。鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』（『日本統治時代の台湾碑文集』）、「中華民国」史跡研究センター、南投、1992年版。清朝の台湾北部については一部の県市のデータに基づく。表中の百分率は四捨五入した数値である。

(17) 汪毅夫「赤脚婢、奶丫頭及其他——從晚清詩文看閩台兩地的錮婢之風」（「裸足下女、女中およびその他——晚清詩文から福建省台湾兩地の下女を禁錮する風潮」『福州大学学报』2007年第1期。

上の表は、清朝台湾の北部、中部、南部および日本統治時代の台湾全土の石刻資料を内容に基づいて分類・統計したものである。この統計データからは、以下のいくつかの顕著な特徴が読み取れる。

まず、データの分布から見ると、各時期ともに祠廟寺観類の数量が明らかに多い。その割合から見ると、清朝の台湾北部は49%、中部は28%、南部は50%で、日本統治時代には62%にまで達している。つまり、神の信仰は台湾の民間社会において極めて重要な地位を占めているのである。言うまでもなく、これは台湾が移民社会であるという歴史的な特徴と密接に関連している。

台湾島の初期の住民は山地の原住民であり、漢人が海を渡って台湾に来て以来、原住民と交流しつつ、次第に西海岸の平地を占領し、南から北へ、西から東へと開拓していった。福建南部と広東東部からの移民が台湾開発の主力であった。『台湾府誌』には以下のように記載されている。「この数十年來、原住民の人口は日々増え、福建と広州からの船で来る人々は日々多くなり、総合的に統計すると、年に十数万人に上る。」<sup>(18)</sup>年に十数万人の福建省や広東省からの移住民がいるというような書き方はやや大げさかもしれないが、しかし多くの福建省や広東省からの移住者が続々と台湾に入って行ったことは疑う余地もない事実である。日本植民地統治の初頭に行われた古い慣習についての調査報告の中で、台湾の歴史における移民社会の特徴について次のように述べている。

台湾の島民は移住してきた「支那人」である。主な原籍は「支那」南部にある福建省と広東省という二つの省の中の一部である。『台湾府誌』にはこのように記載している。台陽は辺鄙で海外にあり、広々とした野原の平原、明末の福建人、鄭氏が内陸の数万人を連れてきてから、今まで福建省の漳州・泉州、広東省の潮州・惠州から人が来たことによって、人が少ないという問題が解消された。彼らは台湾のいろいろなところに寄居していたため、台湾に活気が増えたのである。

---

(18) 周元文「申請嚴禁偷販米谷詳稿」(「米の盗み販売禁止申請についての詳細原稿」)『重修台湾府志』巻10『芸文志』、台湾叢書第1輯第1冊、(台北)「国防」研究院出版部、1968年版、p. 122。

つまり、福建省（福建）が管轄する九つの府の中の泉州と漳州、広東省（広東）が管轄する十の府の中の潮州と惠州から多くの人台湾に移住した。……福建省と広東省からの移民に関する具体的な割合については今のところまだ立証されていないが、しかし「支那人」の文書の中で、福建省の泉四と漳三、広東省の潮惠三という記述があるため、その差は多くないと考えられる<sup>(19)</sup>。

初期の移住者は台湾に渡ってから、多くは出身地によって集団を作り、漳州、泉州、広東に分かれた。出身地によるつながりは生きていくうえで基礎であり、ひいては出身地の違いで集団同士の争いまでも起きていた。古い記事にはこのように記載されている。「台湾の人民は氏族ではなく、土地で分かれる。漳州人は漳州人と、泉州人は泉州人と、広東人は広東人と集団を作り、潮州は広東であるが漳州人の集団に属す。合わせて数十万人がいる。」<sup>(20)</sup>血族のつながりが祖先を崇拜する祖廟を中心とするように、地縁によるつながりは主に故郷の神や寺院を拠り所にする。民間信仰は移民の精神的な拠り所として台湾に渡った。仏教の観音菩薩や閻聖帝君などの全国規模の神のほかにも、媽祖、王爺、保生大帝、清水祖師、三山国王など、故郷の神が次から次へと分祀されて台湾に渡った。民衆は廟を建てて祭りを営み、祭祀圏を形成し、神の生誕日や、歳時祭日になるたびに、礼拝しないものはなかった。このような民間信仰の習俗は清朝から日本統治時代まで、長い時間にわたって維持されていた。石刻資料からは、清朝以来、台湾の民間信仰が台湾全土に及んで、航海・開拓・生活すべてにおいて神の加護にすがっているということが、多くの民衆に普遍的に認知されていたことがわかる。例えば、鳳山大港の人々が媽祖を信奉する理由は「島をいつくしむだけではなく、その上郊外を守って」おり、「あらゆる港市の商民、村の大衆はみな神の意志に感応しないものはいなかった」から

(19) 「台湾慣習記事」第1巻上、第3号、(台北)台湾慣習研究会、明治34年(1901年)3月、pp. 55-56。

(20) 姚瑩「答李信齋論台湾治事書」(「李信齋が台湾を管理することについての解答」)『東槎紀略』巻4、台湾文献叢刊第3種、台湾銀行、1957年版、p. 111。

である<sup>(21)</sup>。台南同安籍の民衆は、「台湾へ商売しに来るため、海を往復するのに事故が起こらないのはすべて(媽祖)神に守ってもらったからだ」<sup>(22)</sup>といている。広東出身の移住者は原籍地の神である三山国王を祭り、「三山国王は、我々潮合郡の福神である。親戚友人が台湾に分祀して以来、その靈験がすぐさま東の土地に表れた。神の加護を受けたことで、みな喜んで廟を建て、謹んで祭祀を行う場所となった。」<sup>(23)</sup>このような事例はおびただしい数があるため、祠廟寺観関係の石碑が他の石碑より多いのは容易に理解できる。

日本統治時代になっても台湾の民衆は民間信仰の神を依然として信奉していた。雲林新店の祝天宮の石碑には以下のようにある。「清朝乾隆帝の時代、我々の祖先が台湾に渡り、その時はすべて神の保護のお陰で、陸海は共に順調で、人々は無病息災で、村社の秩序がよくて、安らかに暮らし楽しく働くことができた。村の人々は信仰を持って、神の廟を建てて、祭ることに力を入れた。神は偉大な威力があり、国家と人民を守った。光緒年間に入り、世間が変わり、廟は荒れ果てて、神も人も耐えがたい状況であった。我らは深い恩を受けているため、招集をかけて、新しい寺院を築くことを提案し、全員一致で賛成した。幸い仁者孝子が喜んで出資して寄付したため、寺院を建てることができた。」<sup>(24)</sup>日本統治時代に科学文化の知識や新しい思想、新しい観念が入ったことによって、神の崇拜は一部の人に迷信として否定されると、多くの信者は反駁した。例えば、1925年彰化鹿港の有志は鳳山寺の重修を議論して以下のように述べている。「今は世界の思想が一変し、すべてのことは新しくなり、神や仏陀に触れるとすぐに迷信として批判され、論者は躊躇するようになった。今年の春から夏にかけて、幸い神を信じる人が大勢いて、名誉に傷がつくことをおそれ

(21) 「合境平安碑記」(「合境平安の石碑記」)(乾隆22年〈1757年〉)『台湾南部碑文集』(『台湾南部の碑文集』)(上)、台湾文献叢刊第218種、p. 54。

(22) 「銀同祖廟碑記」(「銀同御靈屋の石碑記」)(道光22年〈1842年〉)『台湾南部碑文集』(『台湾南部の碑文集』)(下)、台湾文献叢刊第218種、p. 476。

(23) 「三山明祝廟記」(「台南三山国王寺を贈る記」)(乾隆9年〈1744年〉)『台湾南部碑文集』(『台湾南部の碑文集』)(上)、台湾文献叢刊第218種、p. 37。

(24) 「祝天宮建廟碑記(代擬)」(「天宮が寺を建てる祝福石碑記(代わり起草)」)(昭和4年〈1929年〉)(鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』〈『日本統治時代の台湾碑文集』〉pp. 145-146)。

ずに、修築することを提案してくれた。」「まもなく、梁棟の角が、極彩色の美に輝く。聖なる神が安息の地を得るだけでなく、地方に古跡を維持し、我々の先祖の功績がうずもれないようにするためである。」<sup>(25)</sup>彼らから見ると、寺院の修築は神を恭しく祭るのみならず、地方の古跡を保存することでもあり、さらに祖先が苦勞して台湾を開発した功績を追想することでもある。簡単に迷信としてしりぞけてはならないのである。1929年、台南麻豆竜泉岩寺を修築したときも類似した状況があった。「あるいは神の道を布教することは、文明社会では許されないかもしれない。この寺を建てるのは迷信を助長することであると言うものもいるが、どうしてそれに与することができようか。人民の情の厚さは尊敬の念があるかどうかにかかわる、尊敬の意を導くには彼らの感動を起こさせる必要がある。楽しいことを聞けば心は喜ぶものだ、廟に入ると、尊敬の念が生じる。こうして満たされるのである。」<sup>(26)</sup>このようにして、神を尊敬する心、人の心が善良になること、そして社会の調和が互いに補完し合うことになる。言うまでもなく、民間の信仰が迷信の範疇に属すかどうかは、人それぞれの見解があり、本論の範疇には入らない。しかしすべての事実は以下のことを示している。日本統治時代に植民当局の同化政策の圧力に直面していたものの、台湾民間社会は依然として自身の信念を守り抜いていた。言い換えると、数百年來の台湾社会の民間信仰の習俗と庶民の文化の伝承は決して日本植民地の統治によって断ち切られてはいなかった。もっとも注目すべきことは、日本統治時代、台湾にいる日本人と台湾の民間信仰とはほぼ絶縁状態になっていた、つまり、二者はまったく関わりがなかったということである。石刻資料によれば、民間信仰にかかわるすべての事柄、たとえば、寺院の新築・重修、募金、石碑の設置、神の誕生祭などさまざまなイベントや各寺院の寄付者名簿の中に、日本人はほとんど見当たらない。個別には日本人の参加者がいるが、ただ古跡として寺院に関心を持っていただけにすぎず、信仰とは関係がない。日本人がこのような極めて重要な台湾の

(25) 「重修鳳山寺碑記」（「鳳山寺を立て直す石碑記」）（昭和元年〈1925年〉）（鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』〈『日本統治時代の台湾碑文集』〉p. 107）。

(26) 「龍泉岩碑」（「龍泉岩石碑」）（昭和4年〈1929年〉）（鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』〈『日本統治時代の台湾碑文集』〉pp. 141-142）。

民衆社会の生活圏に存在しないということは、日本統治時代の台湾社会では、台湾人と日本人が終始交わることのない二本の平行線にあったことを示している。日本人による50年の統治と同化政策は決して台湾社会独自の文化生態系を揺るがすことはなく、植民地文化が台湾社会にもたらした変化は実際には限定的なものだったのである。

第二に、禁令・諭示類の石刻資料のデータが異常である。清朝の台湾の石刻資料の中で、禁令・諭示類の石碑の数は祠堂寺院類の石碑に次ぐ。台湾中部では、前者(37%)の比率は後者(28%)を越えている。しかし日本統治時代になると、禁令・諭示類の石刻の数は急激に下がってたった一例にすぎず、ほぼ無いに等しい状態であった。このような大きな差異はどのように生じたのか。それは何を意味しているのか。この点に我々は興味を持った。

禁令・諭示の石碑は、歴史上中国に普遍的に存在している社会管理モデルで、明清以来、政府の政令は公文書や書面の告示と口頭の告知のほかに、禁令・諭示を石碑に刻むのは政府の政令と法律精神を伝達する重要な手段になっている。また、禁令・諭示が刻まれた石碑の設置は主に政府の官僚が行うほかに、民間も設置を手掛けていた。研究結果によると、明清の時期に地方の豪族の勢力が盛んになるにつれ、政府は往々にして地方の社会管理に直接に関わることが難しくなり、政府は地方の有力な地主を仲介役として、官吏——地方の地主——民衆という社会の権力構造を形成しており、台湾人の故郷である閩南地区ではこのような状況は非常に普遍的になっていた<sup>(27)</sup>。しかし、上述した石刻資料によると、閩南や広東東部の移民の開発の目的地となった台湾では、清朝に禁令・諭示を石碑に刻むのも同様に官吏と民間が地方社会の管理を強化する重要な手段になっていた。ここで、問題が見えてきた。日本は台湾を植民地にした後、同じ土地であるにもかかわらず、禁令・諭示が刻まれた石碑の数量は激減し、『日掘時期台湾碑文集』(『日本統治時代の台湾碑文集』)に収録される成果はわずか一例しかない。それは1911年に嘉義梅山の坎頭厝と梅仔坑の民衆が

---

(27) 陳支平『近500年来福建の家族社会與文化』(『ここ500年における福建省の家族社会と文化』)三聯書店、上海、1991年版。吳琦主編『明清地方力量與地方社会』(『明清における地域力と地域社会』)中国社会科学出版社、北京、2009年版。

玄天上帝祭典をめぐる争いに関して結んだ『械闘和解契約』であり、政府が証人として、双方が守るべき規範を定めた。厳密に言うと、この石碑を禁令・諭示類の石碑の範疇に入れてよいかどうか判断しにくいのである<sup>(28)</sup>。念のため、『台湾地区現存碑碣図志』（『台湾地区に現存している碑碣図志』）の各冊を対照したところ、台湾全土に日本統治時代に禁令・諭示類の石碑が他に二件あったことが判明した。それぞれ台北の「嚴禁破壞龍脈碑記」（「龍脈石碑の破壊禁止記」）<sup>(29)</sup>と台南の「嚴禁占用江氏祠堂立約碑記」（「江氏祠堂契約石碑の占用禁止記」）<sup>(30)</sup>である。にもかかわらず、禁令・諭示類の石碑は依然として日本統治時代の石碑文献の中で最も少ない。清朝のときの地位と比べものにならないほどである。

上述のような転換は一体どのようにして解釈すべきなのか。筆者は禁令・諭示類の石碑の大きさとから論じる必要があると考える。禁令・諭示類の石碑とは、つまり文字通り、勅旨を公開したり、禁令・諭示の布告や条文を公開したり、石碑の形式で官吏の規程や民間の規約を公告したりするものである。紙媒体の布告と比べると、石碑は屋外に長く置くことができ、祠堂寺院の壁にはめ込み、渡し場や大通りに立てることができる。辺鄙な田舎や、庶民百姓でも簡単に見ることができる。明朝・清朝以来、中国の都市と農村社会は政策や法律ひいては民間の習慣法を公表するため、常用される方法であった。大陸では、これらの方法は民国期まで依然として多く残されていた<sup>(31)</sup>。しかし、1895年以後の台湾の状況は大きく変化した。台湾は日本の植民地になるとともに、植民当局は迅速に台湾全土で一連の植民地統治制度をしいた。政治においては、総督が独裁し、経済にお

(28) 「梅山崁頭厝械闘和解契約碑記」（「梅山崁頭厝械闘争和解契約の石碑記」）（明治44年〈1911年〉）（鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日晷時期台湾碑文集』〈『日本統治時代の台湾碑文集』〉pp. 33-34）。

(29) 「嚴禁破壞龍脈碑記」（「龍脈石碑の破壊禁止記」）（明治44年〈1911年〉）（何培夫主編『台湾地区現存碑碣図志』〈『台湾地区に現存する碑碣図志』台北市桃園県篇〉、「中央」図書館台湾分館、台北、1999年版、p. 205）。

(30) 「嚴禁占用江氏祠堂立約碑記」（「江氏祠堂契約石碑の占用禁止記」）（昭和5年〈1930年〉）（何培夫主編『台湾地区現存碑碣図志』〈『台湾地区に現存する碑碣図志』台南県篇〉、「中央」図書館台湾分館、台北、1994年版、p. 252）。

(31) 王日根「従示禁碑看清至民国閩南地方政府对社会治理」（「禁止条例が刻まれた石碑を通して、清朝から民国までの閩南地方政府の社会管理を見る」）（下利、胡中生主編『民間文献與地域中国研究』〈『民間文献と地域中国研究』〉黄山書社、合肥、2010年版）。

いては、台湾経済の動脈を制御し、それと同時に、植民地教育を全面的に展開し、文化同化政策などを普及させたほか、とりわけ重要なのは、台湾全土で植民地の法制度を推進し、日本統治の初期には「六三法」、「保甲条例」、「匪徒刑罰令」を中心とした人民の抵抗を鎮圧するさまざまな措置や特別法を実施した。後期では、台湾民衆の武装反抗闘争を武力で鎮圧した後、台湾人と日本人は同じく「天皇の人民」であり、「日本と台湾は一つになる」ことを宣伝し、日本国内の法律、例えば刑法・商法・民法などを延長して台湾で実施し、植民地の法体系は次第に完全なものとなっていった。また、日本の植民者は更に台湾で厳密な警察ネットワークをつくりあげ、警官の数が大勢おり、管轄領域が広く、ひいては多くの地方の行政官吏も警察が担当するようになった。当時の人々はこのように言っている。「当局は『法令の伝達、日常生活、道路の警備、トーチカの交通および水利土木から企業生産まで、いたるところに警察の力を借りなければならない。』」台湾の行政システムは「総督府—各庁各課—人民となっているが、事実上、総督は警官を通して人民とつながり、税務、衛生、農政などのさまざまな事務を見回り、人民が接する官吏は警官のみであった。」<sup>(32)</sup>そのため、日本の植民者は台湾に侵入した初めの頃から、台湾で迅速に一連の比較的完備された法体制と警官隊をつくりあげた。近代化した法社会がひとまず形成されると、政府の政令は強力な植民地統治によって、急速に社会の隅々まで伝達できるようになった。民衆のほとんどの訴えも法律の手段を通して解決できるようになり、以前の伝統的な禁令・諭示類の石碑を立てるような方法は、新しい時代に適応できなくなり、自然と淘汰される運命にあった。つまり、効率的な植民地の法体系と警察による統治は、日本統治時代に台湾社会で禁令・諭示類の石碑が終わりを迎えた最も主要な原因であったと言えよう。禁令・諭示類の石碑の減少は、台湾社会が急速に植民地化されたことを示している。この現象自体も日本統治時代に台湾社会に起きた変遷の真実であろう。

第三に、日本統治時代の台湾社会の民間信仰と祖国との関係に言及せねばならない。まずは次の碑文を見てみよう。

---

(32) 竹越三郎『台湾統治志』博文館、東京、1905年版、p. 248。

台湾は孤島であった。開墾された後、港はますます狭くなっていた。康熙の時から、ある僧侶は湄洲朝天閣の線香を持って港にやって来て、神は天后といい、すぐさま九莊の人を派遣し、廟に行つて祭つた。今までは北港朝天宮という名で、晋封の聖母が非（妃）に効き目があると語っていた。一つの廟をよく祀りよく修理し、多く開拓し立派にする。今は特に壯観になり、全島でもっとも立派な廟になった。各朝で褒められて、国内外と駆け回つて仰ぎ見る者は、二百年あまり日々進展した。神の魂は偶然なものではないだろう。天后を考察するに、宋建隆元年に莆田の湄洲嶼、小さい時に井戸を覗いて、神から銅符を授けられて、すぐに変化が現れた。莆田県尹は疫病を救つたことにより、海浜神姑に奉じた。雍熙四年重陽に成仙し、里人はこれを祭つた。宋朝から清朝まで、護国し人民を守ると称されて、歴史に残された。吾が先に海を鎮めて、襄の公の平台を待つ時、さらに神の助けを得て、台湾の子爵は侵略者を絶滅させて、徽典を加えてもらう。この二つの事で大物になった。女傑を祭り、湄洲から港に入り、線香を盛んに、台湾の移り変わりが激しく、何度も災害に災い、女傑は台湾を守つた。廟の容貌を重んじて、式典の修理をして、台湾人はこの伝統を絶対に続けようとした。その間、咸豊の壬子、光緒の甲午に、かつて労務者を集めて材料を治める人がいて、台湾の力で今壬子より盛んになり、それより高く大きくて、応募者は七万九千人あまりいて、神の魂の現れは偶然ではない。落成する日、台湾の摺紳父老は、文章を郵送して、石に彫り、後世を残す。

理事 蔡然標 曾席珍（中略）の仝敬立  
大正元年十二月 施士潔 編 江春霖 書<sup>(33)</sup>

これは1911年、嘉義北港にある朝天宮の修築にあたって立てられた石碑に刻まれた記事である。この石碑は人々に媽祖信仰が大陸から台湾に伝達した過程を示している。当時の朝天宮は「台湾の摺紳」の名義で、はる

(33) 「嘉義北港朝天宮増修改築碑記」（「嘉義北港朝天宮増修繕改築の石碑記」）（大正元年（1912年））（鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』〈『日本統治時代の台湾碑文集』〉p. 40）。

ばる大陸に渡っていた台湾愛国者の代表的人物である施士潔に碑文の撰述を依頼した。そのため、そこに日本植民地統治時代の手がかりはほとんど見つからない。逆に、媽祖信仰の起源・興隆、それに台湾まで渡ったこと、更に中国は宋朝から清朝までの歴代の天后の事績や政府からの表彰や奨励をつらつら述べている。湄洲祖廟と北港の朝天宮がもとをただせばつながっていることはさらに強調される重要な点である。ここで民間信仰がもたらしたのは、中国大陸と台湾の切り離すことができない関係である。似たような状況は台湾では決して珍しくない。例えば、台北の大龍峒保安宮石碑にはこのように記してある。「保安宮は龍峒に建てられて、保生大帝を祀っている。台北は初めは淡水庁に管理され、南部に遅れて設置された。当時は開拓されてはいたが、天候が不順で、水や土が劣っていて、山嵐や伝染病が度々起り、よく人が亡くなり、みなそれぞれに悩まされた。保生大帝の宮殿を作らなければ、我が民族を安定させることはできない。そこで海を渡り、同安の白い暗礁まで行き、分祀をして、祠を立てて恭しく祭った。それで住民は安心し、来る人も増えた。」<sup>(34)</sup> 台南学甲慈濟宮は、保生大帝が台湾に来た歴史と信者を守ることについて触れるときにこのように言っている。「最初は李姓の一族が祖国の白礁から家族を連れて台湾にやって来た。三体の神仏像（保生大帝、謝府元帥、中壇太子）を迎えてともに海を渡った。」ここにある「祖国」という二文字はとりわけ注目される<sup>(35)</sup>。また、石刻資料の中で、碑文の撰者は清朝から功績によって賜った呼称を使ったことがわかる。例えば、上述した台北の保安宮の石碑の撰者で、広東省に渡った陳望望の落款は「(進士出身の榮禄大夫に孔雀の羽で作成された帽子飾りを二品あげて、広東全省勸業道署署で按察使司、提學使司に任命する)」である。まるでこのような身分でやっと保生大帝の「中国の血筋」とつりあうかのようなのである。このようなやり方は決して特別なものではない。例えば、台北三重先嗇宮の石碑の撰者の落款は「甲午科歲科挙の第一次試験の合格者である李種玉（そのまま音読みで引用）」であ

(34) 「保安宮重修碑記」（「保安宮再修繕の石碑記」）（大正10年〈1921年〉）（鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』〈『日本統治時代の台湾碑文集』〉 pp. 67-68）。

(35) 「保生大帝事迹暨慈濟宮沿革碑記」（「保生大帝事績および慈濟宮沿革の石碑記」）（昭和4年〈1929年〉）（鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』〈『日本統治時代の台湾碑文集』〉 pp. 135-136）。

る<sup>(36)</sup>。表面的には、前の王朝時代の遺者と前王朝に忠節を尽くして新しい王朝に仕えようとしないう若者のように見えるが、しかしその身分の表し方の背後に隠されているのは、台湾と祖国の淵源関係と考えられる。

台湾史の研究界において、一部の学者は日本統治時代に台湾社会と台湾人は日本化されたと考えており、一部の史料はこのような論調を支持している(例えば、台湾の地方の地主の名簿に典型的な同化の例が載っている)。しかし、50年の植民地統治を経験し、台湾社会と台湾人が政治、経済、教育、文化などのさまざまな分野において日本の影響を受けたのは避けられないことである。ナショナリズムの指導者である林獻堂でさえも日本語を学び、天長節祭を開催せねばならなかった。特に1937年以降、葉榮鐘に「あらしの時期の皇民化運動」と称された運動の中で、植民地当局の大々的な宣伝や政治の圧力の中で、一部の台湾人は自ら日本人として名乗るようになった(例えば、一部の皇民文学の主人公)。あるいは、一部の人々は日本に同化することによって、利益を得ようとした(例えば、戦時配給、仕事進学の手続き、兵役免除など)。また、社会生活の中の日本化現象も客観的にみて存在していた。しかし、物の見方は表面的なことに惑わされてはならない。日本化現象の存在は、台湾社会あるいは台湾人全体が日本化したという意味ではない。石刻資料からもわかるように、最も重要な社会生活領域の中で、日本人と台湾人はそれぞれ自分の道を歩んでおり、台湾人の祖国意識は決して消滅したわけではない。

最後は、日本植民地統治がもたらした日本人が残した石刻資料についてである。言うまでもなく、日本統治時代の台湾の石刻資料を清朝のものと比較する際に指摘できる重要な特徴の一つは、植民者の手になる、あるいは日本人が関与した記録であるということである。これらの日本と関係する石碑は主に以下の数種類に分けることができる。

一つ目は、日本人が台湾占領を記念し、植民地の民衆を教化するものである。このタイプは数が多く、その典型的な例としては、基隆三貂岭に立てられた日本の皇族である北白川宮能久親王の記念石碑で、新竹の「故近衛師団長陸軍大將勳位功三級北白川宮能久新王殿下露宮御跡碑」である。

(36) 「先嗇宮重建碑記」(「先嗇宮再建の石碑記」)(昭和2年(1927年))(鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』<『日本統治時代の台湾碑文集』p. 117)。

もう一つの日本統治時代の比較的有名な日本人の記念石碑は、芝山岩の「学務官の遭難碑」である。これらは日本皇室と植民者の勲功を広く宣伝するものであり、その目的は、一方では台湾を侵略した日本人の植民に対する使命感を鼓舞し、他方では、これらの政権交代のシンボルを通じて、植民地にされたばかりの人民、すなわち台湾人を威圧するためである。記念日になる度、民衆や学生を組織して祭祀を行い、植民地教化の機能を果たしていた。つまり、これは植民地台湾の権威付けのための場所とも言えよう。

二つ目は、植民者の台湾経営の功績を誇張して宣伝し、人民を第一とする様子で民心をつかみ取ろうとするタイプである。宜蘭にある「西郷庁憲徳政碑」はこの種の碑碣の中の一つである。この碑文は宜蘭の庁長である西郷菊次郎が「学校を作り」、「地租を均一にし」、「耕作地を開墾し」、「汨濫を防ぎ」、「弊害を救って偏りを補い、利を盛んに害を排除し、人が恐れることや、難しいと思うことをすべてこなした。」<sup>(37)</sup>と述べている。必ず指摘せねばならないのは、この種の徳政石碑、追憶碑は一部の有志が地域全体の「紳董商庶」の名を借りて計画的に行ったということで、宜蘭全体の民意を表しているわけではないことは言うまでもない。おそらく日本人が陰で操っていた自画自賛の作品であることは、様々な形跡からわかる。このようにする目的とは、植民地統治者が人民を第一としているようにみせかけることに他ならず、台湾の民衆が熟知している方法（例えば、清朝の追憶の石碑、功德の石碑）で、植民者のイメージを台湾社会に植えつけ、台湾人に統治の事実を認めさせ、知らずのうちに感化する効果を期待したのである。

三つ目は、中国の故事にならって、植民地統治の正当性を示すタイプである。その典型的な例は、澎湖の「田中井記碑」である。そこには以下のように書かれている。

長い間乾燥し、久しぶりに雨が降った。人々はみなうれしくなった。アルカリ性の土を掘って澄んだ水が出て、それは世の中の衛生に役立つことを言うまでもない。今年は清朝討伐の兵役において、皇帝の勅

---

(37) 「西郷庁憲徳政碑」(明治38年〈1905年〉)(鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』p. 22)。

旨を受け、日本の連合艦隊と混成チームの兵士になり、海南の澎湖に進撃し、媽宮城を占領した。行政庁を受け継いで、長官に任命され、偶然に軍の中で疫病が蔓延し、行政庁を西社に移し、駐在して政治を管理した。澎湖の地は、土地が固くて、アルカリ性の土壤で、澄んだ水がなくて、井戸水があっても苦くて飲めない。天候は暑くて、多くの我が軍民は伝染病にかかった。総督府の官吏は労働者を集めて井戸を掘り、初めから最後まで、約40日間かかった。水深は約6.6メートルであり、水質が清冽で、少しもアルカリ味がないため、喜んでいて。澎湖全島はアルカリ性の井戸で、今は甘美な井戸水を得て、以降はこの井戸に頼り、まるで長く続く干魃の中の恵みの雨のようである。どうしてこのような幸運が与えられたのか。田中井と名付け、ここに由来を刻し、永く伝えるものである。

細くて少しずつ流れる泉があり 心の奥底まで澄みきっている 井戸を汲んで いくら取ってもよい 万物創造の神力はない その沢が無数である。

大日本帝国明治28年5月に刻んで書いた  
澎湖列島の行政長官人民軍少将五位三等 田中綱常<sup>(38)</sup>

碑文を読むと、何となくよく知っている話のような気がするだろう。時は1682年（康熙21年）に遡り、清朝の台湾討伐の大軍が澎湖に駐留して、「天気は悪くて、泉も乾いて、軍の中はあくせくし、このようなことはずっと続いている。」天妃廟前の井戸水はしょっぱくて苦くて、飲みにくい。施琅はそこで「誠意を表し、神の偉大さを祈る。崇朝ではないが、泉水が溢れる」、人々がみな「聖天子は絶大な威厳があるため、すべてが安泰し、順調で穏やかになる」と讃えていた<sup>(39)</sup>。似たような例は、新竹大甲鉄砧山の国姓爺の井戸がある。鄭成功は「大甲に兵隊を駐屯させていたが、ほとんどの水が瘴気でひどくて、剣を抜いて地面に刺したら泉が出てきて、味

(38) 「田中井記碑」（明治38年〈1905年〉5月）（鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』〈『日本統治時代の台湾碑文集』〉p. 1）。

(39) 施琅「師泉井記」『靖海紀事』巻上。

は清洸であった」と伝えられている<sup>(40)</sup>。このように見て行くと、井戸水の奇跡のストーリーは、初期の福建と台湾の歴史においては、絶えず言い伝えられていた（例えば、アモイコロンス島にある剣泉も鄭成功が剣を突き立ててできたと言い伝えられている）。聖人天子の威光から媽祖の靈驗や、国姓爺の奇跡にいたるまで、実はすべてこのような論理を暗示している。つまり、これらの神話のような「井戸水の伝説」の主人公の行為は神によってもたらされたものであり、彼らのすることなすことは天意に従って、当然の正当性を持っているため、受けいれなければならないのである。言うまでもなく、日本人は澎湖でこの民間の伝説を踏襲し、模倣し、利用し、自身が台湾の澎湖を占領したことに合法性や正当性を与えたのである。

四つ目は、中国の伝統を広く宣伝して、漢文化の継承者として台湾社会に入り込もうとするタイプである。日本が統治した後、台湾民衆の武装闘争に対して、日本の植民者は鎮圧と慰撫という二重の手段を取り、人民の抵抗の意志を弱めようと図った。そのうち、重要な措置の一つとして、いわゆる「古い慣習を重んじる」という政策を打ち出した。つまり、ある程度は台湾社会の伝統的な風習を残して、社会の有力者階級を丸め込み、民衆の抵抗感を解消しようとしたのである。具体的な措置としては「揚文会」を設立し、地方の文人と詩文で唱和したり、地方の地主や老人に紳章を公布して、孝道を提唱したりした。これらのことはすべて石刻資料の中に現れている。たとえば「天旌節孝碑」（「天旌節の孝行の石碑」）<sup>(41)</sup>および台北祭の孝行祠の修築はすべて日本人による「古い習慣を重んじる」政策の完全なる表れである<sup>(42)</sup>。ここでは、日本の植民者は台湾の民衆に、自らが社会秩序を破壊する者ではなく、むしろ中国伝統の継承者であり、台湾人はこのような新しい統治者を「歓迎」する理由があることを極力示そうとしたのである。

---

(40) 「淡水庁志」「国姓爺井碑記」（「鄭成功の井戸石碑記」）（光緒11年〈1885年〉）（『台湾中部碑文集』〈『台湾中部の碑文集』〉、台湾文献叢刊第151種、pp. 60-61）。

(41) 「天旌節孝碑——日本帝国褒章之記」（「天旌節の孝行の石碑——日本帝国褒章の記」）（明治37年〈1904年〉）（鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』〈『日本統治時代の台湾碑文集』〉、p. 19）。

(42) 「台北節孝祠碑記」（「台北節孝祠の石碑記」）（明治39年〈1906年〉）（鄭喜夫、陳文達、莊世宗『日抛時期台湾碑文集』〈『日本統治時代の台湾碑文集』〉、p. 26）。

上述の事例から、日本の植民地統治の発展に伴い、台湾社会は次第に植民者の烙印が押されるようになったことがわかる。これらの台湾に残された日本人の石碑は、1895年以降の台湾社会の変遷の証言である。

以上は台湾の石刻資料を読み、特に日本統治時代の台湾社会史を結びつけて研究して得られた見解である。台湾の石刻資料をより一層理解し、その豊富な内容を識ることは、台湾の社会史研究の発展に対して極めて大きな意義を持っていると考えられる。国内外でこの方面の研究成果がますます増えることを期待したい。